

令和2年第2回岩泉町議会定例会  
条例補正予算審査特別委員会会議録目次

第 1 号 (6月9日)

出席委員	1
欠席委員	1
委員会に出席した事務職員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	2
委員会日程	3
開会の宣告	5
委員長の互選	5
委員長の挨拶	5
副委員長の互選	5
議案第 1号 岩泉町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	6
議案第 2号 岩泉町国民健康保険条例の一部を改正する条例について	9
議案第 3号 岩泉町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について	13
議案第 4号 岩泉町介護保険条例の一部を改正する条例について	14
議案第 5号 岩泉町営住宅条例の一部を改正する条例について	16
議案第 6号 令和2年度岩泉町一般会計補正予算(第3号)	18
農林水産課長の発言	35
議案第 7号 令和2年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	47
閉会の宣告	49
署名	51

令和 2 年第 2 回岩泉町議会定例会条例補正予算審査特別委員会記録（第 1 号）						
招 集 年 月 日	令 和 2 年 5 月 2 1 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 役 場 大 会 議 室					
開 会、開 議、散 会 延 会、閉 会 の 日 時	開 会	令 和 2 年 6 月 9 日 午 前 1 0 時 0 0 分				
	閉 会	令 和 2 年 6 月 9 日 午 後 1 時 5 5 分				
出席 及び 欠席 委員  出席 13 人 欠席 0 人  (凡例) ○ 出席 × 欠席	委員 番号	氏 名	出欠 の別	委員 番号	氏 名	出欠 の別
	1	畠 山 昌 典	○	9	菊 地 弘 巳	○
	2	畠 山 和 英	○	10	合 砂 丈 司	○
	3	小 松 ひ と み	○	11	畠 山 直 人	○
	4	八 重 樫 龍 介	○	12	三 田 地 泰 正	○
	5	三 田 地 久 志	○	13	野 舘 泰 喜	○
	6	林 崎 竟 次 郎	○			
	7	坂 本 昇	○			
	8	三 田 地 和 彦	○			

正副委員長氏名	委 員 長	菊 地 弘 已	副 委 員 長	合 砂 丈 司
委員会に出席した事務職員	事 務 局 長	箱 石 良 彦	副 主 幹 兼 議 事 係 長	大 森 淳 一
	主 査	石 垣 直 美		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	町 長	中 居 健 一	副 町 長	佐々木 宏 幸
	教 育 長	三 上 潤	危機管理監兼 危機管理課長	佐々木 重 光
	総 務 課 長	三 浦 英 二	政策推進課長	三 上 久 人
	会計管理者兼 税務出納課長	中 川 英 之	町 民 課 長	山 岸 知 成
	保健福祉課長	田 鎖 英 明	経済観光交流課長	馬 場 修
	農林水産課長	佐々木 修 二	地域整備課長 兼 復 興 課 長	佐々木 真
	上下水道課長	三 上 訓 一	消防防災課長	和 山 勝 富
	教 育 次 長	三 上 義 重	政策推進課参事	應 家 義 政
そ の 他 の 関 係 職 員				
委 員 会 日 程	別紙特別委員会日程のとおり			
委員会に付した事件	別 紙 の と お り			
議 事 の 経 過	別 紙 の と お り			

# 令和 2 年 第 2 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会 条 例 補 正 予 算 審 査 特 別 委 員 会

委 員 会 日 程 (第 1 号)

令 和 2 年 6 月 9 日 (火 曜 日) 午 前 1 0 時 0 0 分 開 会

1. 開 会

2. 委 員 長 の 互 選

3. 委 員 長 の 挨拶

4. 副 委 員 長 の 互 選

5. 付 議 事 件

(1) 議案第 1 号 岩泉町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

(2) 議案第 2 号 岩泉町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

(3) 議案第 3 号 岩泉町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

(4) 議案第 4 号 岩泉町介護保険条例の一部を改正する条例について

(5) 議案第 5 号 岩泉町営住宅条例の一部を改正する条例について

(6) 議案第 6 号 令和 2 年度岩泉町一般会計補正予算 (第 3 号)

(7) 議案第 7 号 令和 2 年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)

6. 閉 会



---

◎開会の宣告

○年長委員（三田地和彦君） ただいまから条例補正予算審査特別委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

(午前10時00分)

---

◎委員長の互選

○年長委員（三田地和彦君） これより委員長の互選を行います。

お諮りします。委員長の互選については本職より指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○年長委員（三田地和彦君） 異議なしと認めます。

したがって、本職より指名することに決定いたしました。

本委員会の委員長には、9番、菊地弘巳委員を指名します。

菊地弘巳委員長と委員長を交代いたします。

ご協力ありがとうございました。

〔委員長の交代〕

---

◎委員長の挨拶

○委員長（菊地弘巳君） おはようございます。ただいまご指名いただきました9番、菊地弘巳で  
ございます。どうぞよろしく願いいたします。

---

◎副委員長の互選

○委員長（菊地弘巳君） これより副委員長の互選を行います。

お諮りします。副委員長の互選については、本職より指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、本職より指名することに決定しました。

副委員長には、10番、合砂丈司委員を指名します。

---

◎議案第1号 岩泉町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○委員長（菊地弘巳君） それでは、これより審査に入ります。

議案第1号 岩泉町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

田鎖保健福祉課長。

○保健福祉課長（田鎖英明君） おはようございます。それでは、岩泉町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の整備を図るものであります。

それでは、新旧対照表を御覧になっていただきたいと思っております。第11条第3項について、放課後児童支援員の設置要件等を定めたものでありまして、保育士の資格がある者で、かつ都道府県知事または指定都市の長が行う研修を修了した者となっております。今回の改正では、研修需要に適切に対応できるよう、中核市の長が行う研修も該当となるよう追加するものでございます。中核市とは、盛岡市が行う研修も該当となる、追加となるものでございます。

附則としまして、公布の日から施行することとしております。

どうぞよろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（菊地弘巳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、会議録調製の関係から、課長等以外が答弁する場合には総括室長、あるいは室長等から答弁させる旨申し出て、委員長の許可を得てから発言するようご協力お願いします。

次に、委員の皆さんに申し上げますが、説明者に対する質疑はなるべく簡単明瞭にお願いします。会議録調製の都合から、発言の際は議席番号を言ってから発言をお願いします。

それから、暑くなってまいりますので、上着を脱いでの審議も結構でございますので、どうぞ

よろしくお願いたします。

それでは、これから議案第1号について質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、八重樫委員。

○委員（八重樫龍介君） 数点お伺いたします。

今回この条例が施行されることによって盛岡市が研修の開催地に含まれるということで、今までの県の研修の開催内容、それから前回本町で受講した支援員の数をお伺いします。

○委員長（菊地弘巳君） 田鎖保健福祉課長、答弁をお願いします。

○保健福祉課長（田鎖英明君） 今までは岩手県が開催するというふうなところに加えて、3月の議会におきまして、指定都市ということで仙台市も行うことで加えさせていただきました。今回は盛岡市が開催する研修も支援員の資格を有することができるということになっております。今までは、岩手県が開催するのは年に4回ほど、4会場開催することとなっております。各会場では4日間の研修というふうな内容で、およそ16科目を研修するというふうなことでございます。

岩手県は、昨年度ですと県北会場で二戸の県北青少年の家、沿岸会場で大槌の中央公民館、盛岡会場で雫石町の中央公民館、県南会場で岩手県立生涯学習推進センターということで花巻市ということで、この4会場が昨年の会場となっております。今年度につきましては、コロナの影響でありまして、2会場を開催地というふうなことで、まだ開催地については確定されたものは通知は来ていないという状況でございます。

支援員の受講者数は、5人が受講しているところでございます。

以上です。

○委員長（菊地弘巳君） 4番。

○委員（八重樫龍介君） 今までは県主催ということで、どこの会場も料金は同額だったと思われませんが、今回この盛岡市が開催することによって料金に若干の差があるのではないかと。その場合に、本町でこの5名の方が選択して受講できるのか、盛岡市で行うのは盛岡の方だけが受講できるのか、そこをお伺いします。

○保健福祉課長（田鎖英明君） 山崎社会福祉室長。

○委員長（菊地弘巳君） それでは、山崎社会福祉室長、どうぞ。

○社会福祉室長（山崎正道君） お答えいたします。

こちらの研修でございますけれども、資格を取得するための研修でございますので、毎年受け

るといったようなものではないものになっておりました。現在当町ですと放課後児童クラブのほうでお勤めいただいている方が9名おりまして、そのうち5名が先ほど課長のほうで申し上げました研修を受講している方になります。ですので、今回新たに盛岡市もしくは県で認定の研修を受けたいということで放課後児童クラブに携わっている方は4名になってまいります。今まででも資格をお持ちでない方について、資格を取得したいという方がおりましたら、町の委託料のほうでその旅費のほうをお持ちしておりました。研修につきましての費用、岩手県のほうですけれども、こちらにつきましては資料代が税別で1,000円、その他の研修費用は無料という格好になっております。盛岡市につきましては、今回新たに加えられたということで確認しましたところ、まだ概要も決まっていないということでしたので、その内容のほうを確認した上で新年度のほうについては組み立てていくことになろうかと思っております。

以上でございます。

○委員長（菊地弘巳君） 4番、どうぞ。

○委員（八重樫龍介君） 盛岡市開催のこの研修に他町村も参加は可能ということですね。

○保健福祉課長（田鎖英明君） 山崎社会福祉室長。

○委員長（菊地弘巳君） 山崎室長。

○社会福祉室長（山崎正道君） お答えいたします。

その内容につきましても、盛岡のほうでまだ組み立てていないということでもございました。

以上でございます。

○委員長（菊地弘巳君） 7番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 関連でございますが、今9名中5名が有資格者ということで、放課後児童クラブも結構子供に携わるには本当臨時的にという部分だけではない、今度のコロナの対応も含めると、皆さんが有資格者であれば、なお子供たちにとっても、それから指導者同士も連携が取りやすいかと思うのですが、町の施策としてこういうふうに資格が取りやすくなったり、身近なものになったら、全員の方々に資格を有していただきながら放課後児童クラブに接していただくというふうな指導をしていくのかどうかというのはいかがでしょうか。

○委員長（菊地弘巳君） 田鎖保健福祉課長。

○保健福祉課長（田鎖英明君） お答えいたします。

まずは、ただいまの考えについては、そのとおり今後においては有資格者の方を配して、より

レベルの高い放課後児童クラブの運営を図っていききたいというふうに考えております。今現在放課後児童クラブの支援員の方々は、その資格の条件である一定の年数を経っていないというふうなところもございますので、それらの一定の年数を経た上でそういった方々の研修をどんどんやっていただくよう、こちらからもそれぞれの委託先のほうに呼びかけていきたいと思っております。

以上であります。

○委員長（菊地弘巳君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（菊地弘巳君） これで質疑を終わります。

これから議案第1号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〔「委員長、席替えを……」と言う人あり〕

○委員長（菊地弘巳君） では、席替えをお願いします。

---

◎議案第2号 岩泉町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○委員長（菊地弘巳君） 次に、議案第2号 岩泉町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

山岸町民課長。

○町民課長（山岸知成君） それでは、議案第2号 岩泉町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の改正は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、国民健康保険傷病手当金の支給に関し

所要の整備を図るため、この条例を制定しようとするものでありますが、まず傷病手当金について説明させていただきます。

もともとはいわゆる社会保険の制度でありまして、被保険者が病気やけがにより勤務することができなくなり、企業主から十分な給与が支払われなくなった場合に支給されるものが傷病手当金となります。これまでの国保では、このような制度は設けておりませんでした。今般コロナウイルス感染症に限り、国保の被保険者についても認められることとなったものであります。

それでは、参考資料の新旧対照表を御覧いただきたいと思えます。今回の改正は、これまでの条例附則に第3項から第8項までを追加するものであります。

まず、第3項ですが、支給の条件と支給対象となる日について規定しておりまして、支給の条件は給与等の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき、かつ新型コロナウイルス感染症に感染したとき、または発熱等の症状があり、新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときとなっております。支給対象となる日は、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日としています。

次に、第4項ですが、傷病手当金の1日当たりの金額を規定しておりまして、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3か月間の1日当たりの平均額の3分の2に相当する額とすることを定めたものです。

次に、第5項ですが、傷病手当金の支給期間を規定しておりまして、支給を始めた日から起算して1年6か月を超えないものとしております。

次に、第6項、第7項、第8項ですが、労務に服することができない期間も給与等を受け取ることができる場合の調整について規定しておりまして、第6項においては給与等を受け取ることができる期間については傷病手当金を支給しないこと。ただし、傷病手当金の額より低い額を受け取ることができる場合は差額を支給することを定めたものです。

次に、第7項と第8項ですが、第6項の処理を行う場合の調整方法を定めたものとなっております。

今回の新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、傷病手当金を支給した場合、国からの特別調整交付金で全額が措置されることとなっております。

改正文にお戻りください。この条例は公布の日から施行し、改正後の附則第3項から第8項ま

での規定は傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長（菊地弘巳君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第2号について質疑を行います。質疑ありませんか。

7番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 岩泉町の場合はコロナウイルスの感染者はゼロですから、この条項は今のところ適用するということはないかと思いますが、ただこれがコロナウイルス等ということになったときに、今のように何日以上休み、それから1年6か月の範囲内でそういう人が出てきたというふうな場合は、これに類似したものとして、例えばインフルエンザでもそうですし、そういう手当てが関わってくるのか。これは、コロナウイルスに限定したものと、先生がそれをそういう症状だと言うときにしか国保の手当てが効かないのか、これはいかがですか。

○委員長（菊地弘巳君） 山岸町民課長。

○町民課長（山岸知成君） お答えいたします。

今回国で認めたものは、新型コロナウイルスに感染した場合もしくは感染したことが疑われる場合ということに限定して認められたものでありまして、新型コロナ以外のものについては今のところ適用することは考えておりません。

以上です。

○委員長（菊地弘巳君） 5番、三田地委員。

○委員（三田地久志君） 該当する人数等はどの程度あるのか、把握していますでしょうか。

○町民課長（山岸知成君） 浦場室長。

○委員長（菊地弘巳君） それでは、浦場国保年金室長。

○国保年金室長（浦場多美男君） お答えいたします。

国民健康保険の被保険者で平成30年収入ベースでの把握ですけれども、100人となっております。

以上です。

○委員長（菊地弘巳君） 5番。

○委員（三田地久志君） コロナにかかる前から告知が必要だと思うのです。その100人の人たち

のためにも告知というのは、この改正されたという告知についてはどのようにして行うのかお尋ねします。

○町民課長（山岸知成君） 浦場室長。

○委員長（菊地弘巳君） 浦場室長、どうぞ。

○国保年金室長（浦場多美男君） お答えいたします。

周知につきましては、町の広報、それからぴーちゃんねっと、町のホームページ、こちらのほうでこれから周知させていただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（菊地弘巳君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） 新型コロナウイルスの関係で、今度国保の条例が新設になったわけですが、これはまだコロナウイルスの終息が見通せない中で、2年の2月1日から支給するというようなことに理解しているのですが、その中でなかなか先が、終わりが見えない中でこの附則の中に「規則で定める日まで」とあるのだが、具体的にはいつ頃までを指しているのかお伺いします。

○委員長（菊地弘巳君） 山岸課長。

○町民課長（山岸知成君） お答えします。

今のところ今年の9月30日までとしているところではありますけれども、この期間については今後国のほうで国内の状況を見ながら検討していくということになっております。

以上です。

○委員長（菊地弘巳君） 13番、野館委員。

○委員（野館泰喜君） ちょっと聞きたい部分が、30年度ベースで100人いるということで、私の頭の中で想像がつかないのですけれども、給料支払いを受けていながら社保でないということだと思いますが、どういう方々が存在するのでしょうか。

○委員長（菊地弘巳君） 山岸課長。

○町民課長（山岸知成君） お答えします。

まず1つあるのが、事業主の元で専従者給与として支払いを受けている方がまずございます。それ以外にも週5日稼ぐとかというわけではないのでしょうかけれども、個人の方から受けたりというような方々もございます。

以上です。

○委員長（菊地弘巳君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（菊地弘巳君） これで質疑を終わります。

これから議案第2号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

◎議案第3号 岩泉町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

○委員長（菊地弘巳君） 議案第3号 岩泉町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

山岸町民課長。

○町民課長（山岸知成君） それでは、議案第3号 岩泉町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の改正は新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、岩手県後期高齢者医療広域連合傷病手当金の支給に関し、岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部が改正されたことから、所要の整備を図るため、この条例を制定しようとするものでありますが、まず傷病手当金の支給内容につきましては、先ほどご審議いただきました国民健康保険の傷病手当金と全く同様のものとなっております。後期高齢者医療に関しましては、保険者が岩手県後期高齢者広域連合であることから、当該傷病手当金の支給は岩手県後期高齢者医療広域連合が行うこととなりますが、当町においては申請書の受付事務を行うため改正が必要となったものです。

それでは、参考資料の新旧対照表を御覧いただきたいと思います。町において行う事務を第2

条に規定してございますが、第8号を第9号とし、第2号から第7号を1号ずつ繰下げ、第1号の次に第2号、傷病手当金の支給に係る申請書の受付を規定するものでございます。

改正文にお戻りください。この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長（菊地弘巳君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第3号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（菊地弘巳君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第3号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

#### ◎議案第4号 岩泉町介護保険条例の一部を改正する条例について

○委員長（菊地弘巳君） 次に、議案第4号 岩泉町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

山岸町民課長。

○町民課長（山岸知成君） それでは、議案第4号 岩泉町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令等の施行に伴い、保険料率の算定に関する基準を改正するため、この条例を制定しようとするものでありますが、言い換えますと介護保険料の低所得者軽減について、今年度さらに拡大する国の改正がありましたので、この条例改正をお願いするものです。

新旧対照表を御覧ください。第3条第2項において、いわゆる第1段階の軽減額を定めており、これまで年額2万8,800円としていたものを2万3,040円にしようとするものであります。なお、第1段階とは、町民税非課税世帯で年金収入額が年80万円以下の方となります。

次に、第3項ですが、いわゆる第2段階の方の軽減額を定めており、これまで年額4万8,000円としていたものを3万8,400円にしようとするものです。なお、第2段階とは町民税非課税世帯で年金収入額が年80万円を超え、120万円以下の方となります。

次に、第4項ですが、第3段階の方の軽減額を定めており、これまで年額5万5,680円としていたものを5万3,760円にしようとするものです。なお、第3段階とは町民税非課税世帯で年金収入額が年120万円を超える方となります。

今回の軽減拡大の措置により軽減された保険料分につきましては、国と県から財源の補填があることとなっています。

改正文にお戻りください。この改正は公布の日から施行し、改正後の第3条及び次項の規定は令和2年4月1日から適用するものです。

令和元年度以前の年度分の保険料については、従前の例によることとしています。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

○委員長（菊地弘巳君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第4号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（菊地弘巳君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第4号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〔「席替えを」と言う人あり〕

○委員長（菊地弘巳君） では、席替えのため少々お待ちください。

---

◎議案第5号 岩泉町営住宅条例の一部を改正する条例について

○委員長（菊地弘巳君） それでは、議案第5号 岩泉町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

佐々木地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） それでは、議案第5号 岩泉町営住宅条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、公営住宅法に基づき管理しております町営住宅について、入居者資格を緩和するものでございます。

それでは、お手元の参考資料、新旧対照表を御覧ください。まず、1ページ、第5条の入居者資格におきましては、60歳以上の老人等に限られていた単身者の入居を同居親族規定を撤廃することにより、若年単身者の入居を可能とするよう改正するものでございます。

次に、6ページを御覧ください。6ページ左側の現行条例第5条第5項に裁量世帯の要件がございますが、この要件につきましては、2ページにお戻りいただきまして、今回は裁量世帯の要件を第5条第1項第1号に条文を整理してまとめて入れ込んでおります。その上で、裁量世帯のうち第1号のウにおきまして、「小学校就学始期に達するまで」としておりました子育て世帯の要件を、大学院を含む「学校教育法第1条に規定する学校等を卒業又は修了するまでの者がある場合」として拡充したものでございます。さらに、第1号のエでは、婚姻の予定者を含む、婚姻から3年以内の者を裁量世帯に追加しております。あわせて、裁量世帯の所得上限はこれまでの21万4,000円から25万9,000円に引き上げるものです。

今回のこの改正では、若者を含む単身者の入居、子育て世帯の拡充、そして新婚世帯の入居を可能としたもので、現在の空き町営住宅や今後一般化する災害公営住宅などを活用して、さらに住みやすい環境を整備するため実施するものでございます。

その他の一部改正につきましては、必要な文言等を整理するものでございます。

この条例は令和2年7月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（菊地弘巳君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第5号について質疑を行います。質疑ありませんか。

7番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 住宅料に今回入居者の拡大があつて、とても町民にとってはありがたいことかと思つています。そこで、それに関連して、今入っている方に、今でも単身で高齢者があるのですが、そこに息子が事情があつて帰ってくるというふうなときにその親のところに入るのですが、たまたま子供さんには所得があつたということで、その条件でその子供さんは親と一緒に住めないというふうなことが生じるのかどうか、その点についてはいかがでしょう。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 佐藤主事。

○委員長（菊地弘巳君） それでは、佐藤主事、答弁。

○地域整備課主事（佐藤 健君） 同居の承認については、承認の基準が公営住宅法の施行規則に記載してございます。その施行規則の条件の中には、同居者と現在入居している者の収入基準が入居基準を超える場合には同居の承認をしてはならないという規定がございまして、もし所得の条件が合わない場合には同居の承認ができないこととなります。

○委員長（菊地弘巳君） 7番。

○委員（坂本 昇君） そのときには、そうすると親御さんがそこに入っていると、自分は自分で別世帯として今のような条件で、親子であっても町営住宅をそれぞれに借り受けることは可能なのかどうかというのはいかがですか。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 佐藤主事。

○委員長（菊地弘巳君） 佐藤主事。

○地域整備課主事（佐藤 健君） 町営住宅の入居要件に合えば、それぞれ入居が可能となるものになります。

○委員長（菊地弘巳君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（菊地弘巳君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第5号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

◎議案第6号 令和2年度岩泉町一般会計補正予算（第3号）

○委員長（菊地弘巳君） それでは、次に議案第6号 令和2年度岩泉町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三浦総務課長。

○総務課長（三浦英二君） 議案第6号 令和2年度岩泉町一般会計補正予算（第3号）につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、国及び県の補助事業の交付決定等に伴うものでございまして、早期の対応を要する事業について追加の予算を計上したところでございます。また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、現時点で中止が決定をしております行事等に係る予算につきまして、今回減額補正をしたものでございます。

それでは、歳出から主なものを説明させていただきます。10ページをお開き願います。2款1項5目財産管理費、11節の手数料で1,696万4,000円を増額計上しております。これは、過去に町有施設で使用をしておりました高濃度PCB廃棄物の処分に係る手数料でございます。

次に、同じページでございますが、6目企画費、7節の地域おこし協力隊報償費519万2,000円増額計上しております。これは、新規での隊員の着任に伴う報償費の追加と国の要綱の一部改正に伴い、報償費の上限が改定されたことによる増額でございます。

同じく6目企画費、18節に自治総合センターコミュニティ助成事業補助金250万円を計上しております。宝くじの社会貢献広報事業として実施している助成事業でございまして、今年度折壁部落会が実施する備品購入事業が採択を受けましたので、予算計上をするものでございます。

次に、12ページをお開き願います。4款1項6目環境衛生費、18節に飲料水共同施設整備事業費補助金1,210万5,000円を追加しております。これは、坂本自治会が実施をいたします飲料水

共同施設整備への補助金でございます。

次に、5款1項3目農業振興費、12節に地域振興作物実証試験委託料251万円を追加しております。収益力のある新たな振興作物として、ジャンボニンニクの実証試験圃場を設置する事業でございます。

次に、13ページをお開き願います。5款2項2目林業振興費、18節でございます、林業成長産業化総合対策事業補助金756万6,000円を追加しております。補助事業を導入して行う事業でございます、高性能林業機械、プロセッサ1台の整備に対する補助金でございます。

15ページをお開き願います。9款3項2目教育振興費、18節に修学旅行延期追加経費支援事業補助金54万9,000円を追加しております。これは、春に予定をされておりました中学校の修学旅行費が新型コロナウイルス感染症の影響で延期を余儀なくされたことに伴い生じます追加の経費について支援する補助金でございます。町立中学校4校、61名分の補助金でございます。

以上で歳出の説明を終わります。

次に、歳入をご説明申し上げます。7ページをお開き願います。15款2項1節総務費県補助金で、地域経営推進費事業985万1,000円を追加しております。県単独の補助事業でございます、当初予算で計上しております3つの事業について交付決定を受けましたので、今回財源の充当替えを行おうとするものでございます。

次に、8ページをお開き願います。16款1項1目財産貸付収入で、土地貸付収入194万6,000円を減額し、また建物貸付収入617万4,000円を減額計上しております。これは、株式会社岩泉きのご産業に対する財産の貸付けにつきまして、令和2年度から3年度まで無償で貸し付けることの議決をいただいておりますので、今回補正予算において減額計上するものでございます。

次に、同じページでございますが、16款2項1目不動産売払収入でございます。国道455号中里地区道路改良用地の売払収入1,216万4,000円を計上しております。この土地は、現在災害復旧工事等での残土置場として主に利用をしております中里地内の町有地でございますが、岩手県が施行する一般国道455号中里地区道路整備事業の事業用地としての買収範囲が示されましたことから、当該用地に係る売払収入について予算計上するものでございます。なお、面積は35室で1万2,540.25平方メートルとなっております。

以上で歳入の説明を終わります。

最後に、4ページをお開き願います。第2表、地方債補正であります。辺地対策事業及び過疎

対策事業において追加の補正を行いまして、補正後の限度額の総額を 12 億 1,010 万円とするもの  
でございます。

以上でございます。ご審査のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（菊地弘巳君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。審査の順序ですが、歳出から目ごとに、その後歳入を項ごとに審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、歳出から目ごとに、その後歳入を項ごとに審査することに決定しました。

10 ページをお開きください。これから質疑を行います。2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費。

13 番、野館委員。

○委員（野館泰喜君） ここで、先頃各地域振興協議会の会長が一堂に会しまして意見交換する場面をいただきました。その中で、当初予算で通過しております宿直の問題が地域振興協議会の総意として反対する旨意見が述べられました。そして、議会としても実は個人的には非常に重く捉えておりまして、振り返ってみますと 10 番委員、11 番委員が強硬に反対をした件であります。しかしながら、予算審査並びに決算審査におきましては、やはり町民生活を考えると通さなければならぬという各議員の思いもあります。したがって、全会一致で可決を見たところでありますが、過去においても個別の問題については実は反対の強い意識を持ちながらも、総論を可決として通すという議員たる自覚の下にこういうことが起きているわけでございます。そこで、地域振興協議会が総意で反対していると。

そして、翻って議会を考えますと、私は議会もまた、これは想像ですが、総意ではなかろうかという思いをしております。したがって、私が今発言した後にそれぞれの議員の意見も聴取できればと思いますが、このような状況の中で中居町政の一丁目一番地は町民に寄り添ってであります。そしてまた、中居町政の特徴としてリスク対策、これを非常に重く捉えております。そして、今コロナ、これから先台風が頻発するであろうと、この時期を鑑みるときに、私はこの宿直の件を英断を振るっていただきたいという思いで質問をするのでありますが、もちろん当初予算におきましてはそれぞれの職員がコスト意識を持ちながら組み立てた予算であります。それは尊重し

なければならない。そのことは肝に銘じておりますが、事この宿直の問題に関して費用対効果を考えてときに、その住民に寄り添ってという一丁目一番地を考えながら、私はここで何とか岩泉小本以外の4地域の宿直の復活を強く要望したいのでありますが、それについてどのようにお考えでしょうか。

○委員長（菊地弘巳君） それでは、三浦総務課長、答弁。

○総務課長（三浦英二君） 宿直の件でございますけれども、ご案内のとおり今年度4月から小川、大川、有芸を廃止ということで、夜の当直員をお願いして対応してまいりましたし、またこの6月からは安家支所のほうも当直のほうはやめまして、夜の当直だけをお願いをしているという状況でございます。これは、いろいろ今までの会計年度任用職員等々の大きな制度の変革の中で、議会のほうにも昨年度全員協議会でご説明を申し上げ、ご協議を申し上げ、宿直員はいわゆる廃止ということで今年度の予算をお認めいただいて実施をしているところでございます。その後におきまして、様々私どものほうにもいろいろ、地域振興協議会さんのほうもはじめといたしまして、ご意見なり所感をいただいているところでございます。3月の定例会におきます新年度予算のご審査のほうでも、私どものほうでご答弁させていただいておりますとおり、まずこれにつきましては実施をさせていただくことでお認めをいただきました。ただ、その中で大きな障害なり支障なり出てくることであれば、これは見直すこともやぶさかではないということでご答弁をさせていただいておりますので、今後におきましてもそのところには十二分に意を配しまして、地域の声を聞きながら私どもでも対応してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（菊地弘巳君） 13番。

○委員（野館泰喜君） 3月当時と状況が変わってきたのは、大きくこのコロナにあります。その観点から、危機管理課長にお聞きしたいのでありますが、宿直がいるといない、危機管理上率直にどのように思いますか。

○委員長（菊地弘巳君） それでは、佐々木危機管理監兼課長、答弁。

○危機管理監兼危機管理課長（佐々木重光君） お答えいたします。

町長が一丁目一番地という部分で住民に添った政策、これにつきましては当然庁内のほうで政策決定した推移等もでございます。したがって、私は危機管理という部分でございますけれども、軽々にご答弁できない部分もでございます。しかしながら、新型コロナ、この部分につきましては一つの災害という定義に入る、これは間違いない事実でございます。したがって、本職

の災害対応という部分につきましては、現時点で感染予防の徹底をする、そしてまた仮に発生した場合は速やかに対応すると。すなわち危機管理意識というのは、常に前を向いて、想像してこれをやると、これが大変重要でございます。今お話しになりました部分につきましては、やはりそういった部分を加味して対応していかなければならないという部分でございます。本職の発言できる部分はこの部分かなと、このように思います。

以上でございます。

○委員長（菊地弘巳君） 13 番。

○委員（野館泰喜君） 各地域振興協議会においても、地域防災計画が立てられております。それで、その防災計画をつくった本人たちが総意で宿直を戻してほしいと言っていることは極めて重い問題であると思います。それは、当然3月時点での協議では、職員が必要なときには全部対応するという認識はありました。しかし、それはできないよという地域の声があります。私は、来年度変えますということよりも、本当に中居町政の一丁目一番地を実施するという考えからするならば、来年を待たず、できるだけ早期に着手すべきと思いますが、明確なご答弁をお願いいたします。

○委員長（菊地弘巳君） 三浦総務課長。

○総務課長（三浦英二君） 支所、いわゆる地域防災の関係につきましては、今までお願いしておりました宿直員、必ずしも不在であったといたしましても早期の対応、それぞれの支所の職員、あるいは支所にまた別に配置をしております本庁に勤めている職員等々での対応が可能であるという私どもの協議の結果もございまして、宿直員は今回はなくしても大丈夫だという判断の下で実施をしているわけではございますけれども、いずれ議員のご指摘もございまして、その後のまた地域の声と、あるいは地域の要望なりお考えというのも十分に私どもお聞きをしているところもございまして、これにつきましては私どもも今スピード感を持って対応をしている最中もございまして、これにつきましてはまた検討を深めて、適切な対応となるように取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○委員長（菊地弘巳君） 10 番、合砂委員。

○委員（合砂丈司君） 今13番委員が話したこと、もっともだと思います。私は、3月議会でも質問したのですが、この間交流施設がオープンして大変ありがとうございます。特に安家地区は、町民バスが久慈との間も走っているのですが、久慈から下安家経由、今下安家が工事やっ

すので、山根を回っていますが、あそこに来るのが8時に出発するのです、町民バスが。役場が始まるのが8時半でしょう。そうすると、7時半頃から来て待っている人もいます。夏場はいいとしても、特に冬場は寒い外で待っていなければならないわけです。そこに宿直がない。寒いときに待っているということは、大変な思いするわけだ。特に高齢者は本当に大変だと思うのです。だから、宿直がいれば少しでも暖房をやってくれるとか、そういうことも配慮してくれると思うのです。そういうことも考えた上で、やっぱり住民に寄り添った形で宿直とかそういうことを考えてもらいたいと思います。特に最近大雪が降るのですが、数年前には大雪が降って大変な思い。宿直がいれば、少しでも玄関とかそういうのはもう払ってくれると思うし、職員が行くまでの間に少しでも作業をやってくれると思います。そういう観点からも、あそこに宿直がないということはこれから問題が出てくると思います。そういうことを考えてやっぱりやってもらいたいと思います。

それに、この間最近ですが、安家地区で火災も発生しましたし。昼だったから、でもあれが夜だったら宿直いなかった、屯所もあるわけですから、そこから出動するわけです。そういうことも考えて、やっぱり宿直がないということは大変な問題が出てくると思いますが、その点についてもう一度答弁をお願いします。

○委員長（菊地弘巳君） 三浦総務課長。

○総務課長（三浦英二君） 安家の施設におきますバスの待合室については24時間オープンしておりますので、これは中のほうに入ってお休みをいただいたり、トイレのご利用はしていただけるというふうな対策は私のほうでも取っているということでございます。

それから、火事につきましては、緊急の電話なり、近くであればそれぞれいろいろ対応が必要な部分も出てくるかもしれませんが、これまでも宿直員の対応というのはほとんどないわけでございます。電話等がありましても本庁のほうにつないでいただくとか、消防団の出動は消防団が本部の指揮の下に行うわけでございますので、その辺についても宿直員の代替はできるという判断の下で実施をしたわけではございますけれども、ただこれからも予想ができない出来事というのは起きてくるとは思いますので、それに備えることも十分に必要であると認識をしておりますので、また検討のほうを深めていきたいというふうに思っております。

○委員長（菊地弘巳君） 10番。

○委員（合砂丈司君） 特に高齢化も進行して、高齢者たちが支所に来るわけですが、やっ

ぱりそこで待機して待っている場合もあると思いますので、ぜひ住民に寄り添った形で、やっぱり住民サービスのためにも人を置いて、住民のためにしていただきたいと思います。強く要望します。

○委員長（菊地弘巳君） 11番、畠山委員。

○委員（畠山直人君） 関連で質問します。3月には答弁で、地域の状況、要望等を考えて再度考えるというようにご答弁がありました。そこで、今各宿直が廃止になったところでは、大変憤りを感じております。というのは、やはり行政と地域というのは信頼関係がなければもう成り立たないと思うのです。ましてやこのコロナの状況のとき、町が先頭を切って首を切ったと、そういう思いを持っておられます。やはりこういうことでは行政、地域が一体となれるわけがありません。やはりここは一旦地域の声を吸い上げて、前に戻して、地域に安全と安心を与えてやるのが行政の務めではないかなと、私はそう思います。そうでなければ、これからまた不安感をあおるだけだとなかなか地域の振興というのは図れない。そういう観点からもぜひ前の通常の宿直に戻すべきではないかなと思います。

そして、この異常気象でいつ何があるか分からない、職員も結構地元の人がそんなにいないということで、そこに連絡を取るといっても、なかなか誰が、それでは取るのかと、地域の住民から職員に連絡するのかと、そういう状況になったとき、やはりそれでは行政自体の信頼というのは総崩れになってしまうと思いますので、ぜひ前のおりに戻していただけないかなと思うところですが、そのお考えをお伺いします。

○委員長（菊地弘巳君） 三浦総務課長。

○総務課長（三浦英二君） ただいまの貴重なご提言、ご意見につきましても、私ども十分に認識をさせていただきますので、スピード感を持ってこの対応につきましてもは取組をさせていただきますと思います。よろしく願いをいたします。

○委員長（菊地弘巳君） 8番、三田地委員。

○委員（三田地和彦君） 総務課長も今苦しい答弁のようでございますけれども、小本地区には支所が、前の津波前は小本の小本にあったわけですが、そのセンターの鍵を預かっているのは私が進んで預かっております。ということは、何かあった場合、やはりこの元小本支所を、小本生活改善センターを有効に使っていただきたいということと、それからあとは避難所を小本トンネルのところにつくってございましたけれども、自治会長もなかなか鍵をつくってくれなかったもの

ですから、ちょっとメインの鍵を貸してくれと。これはどうにか、ちょっと問題になるかもしれませんが、私は3個ほどのスペアキーを作って、車と自分の家に置いています。緊急の場合はすぐ駆けつけて開けるということでございますから、各支所の宿直の関係を復活していただきたいということでございますから、何とか考えてくれとかでなく、よろしく復活をお願いします。よろしくをお願いします。

○委員長（菊地弘巳君） これは要望ですね。答弁なしでいいですね。

○委員（三田地和彦君） はい、要望です。

○委員長（菊地弘巳君） 2番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 今の宿直の見直しについては、やっぱりぜひ見直していただきたいと、そのように思います。よろしくをお願いします。先ほど課長答弁しましたので、よろしくどうぞお願いします。

それで、別な質問、一般管理費でいいでしょうか。一般管理費で、ここで質問したらいいか、また総括質疑になるのかなと思ったりもしたのですが、関連で一般管理費のところ質問します。さきの一般質問でも取り上げましたコロナの関係の経済対策ということであります。そこで、今回のこの補正予算は、先ほど課長が説明したとおりでして、このコロナの経済対策等々が入っていません。そこで、ご案内のとおりですが、国の第二次補正予算が今週中、12日にも国会で可決されそうでありまして、また県の予算についても11日に臨時議会があるようでありまして。それで大体内容については示されております。でありますので、多分考えていると思いますが、この補正予算の編成についてですが、ここで今後の経済対策、やっぱりどうなるのかなと思って心配しているかと思っておりますので、これについての今後の補正予算はどのようなスケジュールと申しましようか、お考えなのか、編成するのかどうか含めてお答えしていただければと思います。

○委員長（菊地弘巳君） 三浦総務課長。

○総務課長（三浦英二君） 今委員ご案内のとおりのこととございまして、国のほうでもどうやら今週中あたりに国の二次補正が成立されると、県においてもそのとおりということを私どももお聞きをしているところでございます。したがって、私どもも現在はそれを予想しながら、町の施策、経済対策につままして今議論をしているところでございます。したがって、国の補正の成立、そして私どもへのいわゆる予算額、配分額等々の通知を待ちながら、並行をして私ども町施策を打ち出していくこととしておりますので、これを逆算しながらも、なるべく早い時

期には私どもも第2波の経済対策を打てるような格好で、来月早い時期には何とか補正予算の編成をしたいということで今取組を進めているということでございます。

○委員長（菊地弘巳君） どうぞ、2番。

○委員（畠山和英君） よろしくどうぞお願いします。この前も一般質問で触れました中小企業と申しましょうか、小規模企業も苦境に立っておりますし、それからもう一つ大きいのが、誘致企業、既存企業、区分けはしないほうがいいかもしれませんけれども、町の大きな製造業等でも今かなり休業と申しますか、休んでいると。それから地域の経済に大きな影響を与えているチップ工場等も、これも減産になっているというふうなこと。この2つが止まってしまったら大変というふうなこともあります。これらについてもいろんな情報収集しながら、あるいは接触を図りながら、ぜひこれがずっと続くようにお願いをしたいなと思います。そういう意味では、いずれ経済対策に絞ってでも今回の編成をしていただければと、そのように思います。よろしく申し上げます。

○委員長（菊地弘巳君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（菊地弘巳君） それでは、次に進みます。3目財政管理費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（菊地弘巳君） 5目財産管理費。

12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） この手数料の件で先ほど説明があったのですが、何かあんまりよくないような高濃度の何かという物質なようですが、これはその金額にしても相当大きいのですが、いつ頃から、何のために、どのぐらいの量が保管されなければならなかったのか、その理由について伺います。

○委員長（菊地弘巳君） 三浦総務課長。

○総務課長（三浦英二君） これは、高濃度のPCBを含むポリ塩化ビフェニルというのだそうですけれども、これの蛍光安定器、これにつきましては567キログラム、そして高圧コンデンサー22キログラム、これの処分費用でございます。これにつきましては、国の特別措置法によりまして廃棄処分が義務づけられておりましたのですけれども、これの廃棄について国が100%出資する法人、北海道にあるのでございますけれども、ここの法人のみで処分が可能ということだそう

でございます。私ども岩泉町にも、これに該当するものが役場にあったものですから、処分をお願いしておりましたけれども、何せ日本に1つしかないものでございましたので、順番待ちを今しておりましたところでした。そうしたら、私どものほうに岩泉町の番が来ますよということ急遽連絡が入りましたので、今回どうしてもこれを処分したいので、緊急に補正をお願いいたしました。そして、その保管につきましては専用の保管庫を設置して、密閉容器、ドラム缶等でございますけれども、これに入れて厳重に管理をしておったということでございます。その処分費用でございます。

○委員長（菊地弘巳君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（菊地弘巳君） なければ、次、6目企画費。

1番、畠山委員。

○委員（畠山昌典君） 地域おこし協力隊のことについて、今年度既に活動開始している方、あるいは予定している方何名になりますでしょうか。

○委員長（菊地弘巳君） それでは、三上政策推進課長。

○政策推進課長（三上久人君） お答えします。

現在既に9名ほど活動を行っております。

○委員長（菊地弘巳君） 1番。

○委員（畠山昌典君） そうすると、これから予定している方もいらっしゃいますか。

○委員長（菊地弘巳君） 三上課長。

○政策推進課長（三上久人君） まだ面接等は行っていませんが、問合せがある方は1名ほどございます。

○委員長（菊地弘巳君） 1番。

○委員（畠山昌典君） この新型コロナ関連で活動が滞っているというか、したいのだけれども、まだできていないという方は、いないと捉えてよろしいのですか。

あと、ちょっと私も耳にしたのですけれども、住宅関連が不十分というか、活動したい人の意向に沿っていない部分があって、来たいけれども来られない、あるいはちゅうちょしている方がいるというふうに私は聞いているのですけれども、そういった方はいらっしゃいませんか。

○委員長（菊地弘巳君） 三上課長。

○政策推進課長（三上久人君） 特にそういう情報は入ってはいません。

○委員長（菊地弘巳君） 1 番。

○委員（畠山昌典君） 入っていないということであれば、私の情報が誤っているのかどうかはあ  
ると思います。ただ、そういう話が耳に入ってくるということは、やはりそういった十分な住宅  
環境にないということが、今現在入っている方もそういったことを話している方がいるかもしれ  
ません。さらに呼び込むためにも、そういった住むところというものの部分も充実させながら、  
活動する方を町内に呼び込んでいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それと、あと一点だけ、18 節の協力隊活動費補助金、これの内容はどういったものになります  
でしょうか。

○委員長（菊地弘巳君） 三上課長。

○政策推進課長（三上久人君） この補助金については、報償費が人件費相当でございますが、活  
動に係る経費のほう 1 人分を見てございます。

○委員長（菊地弘巳君） 7 番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 今のに関連になりますが、7 節の 519 万 2,000 円の予算、これについての  
内訳のご説明をお願いします。

○委員長（菊地弘巳君） 三上課長。

○政策推進課長（三上久人君） これから予定している 1 人分と、あと該当分の会計年度任用職員  
の関係で報酬の額が年間 40 万円ほど上がっています。4 月、5 月で既に着任している方の増額分  
と 1 人分の 5 月以降分の増額となっております。

○委員長（菊地弘巳君） 7 番。

○委員（坂本 昇君） 単純で結構でございます。よって 1 人分は幾らで、9 人分で 40 万円掛ける  
9 だと、それだけでも 360 万円になるものですから、1 人分の報償費が出てこないことも考えら  
れるので、そこのところを分かるようにお願いします。

○委員長（菊地弘巳君） 三上課長。

○政策推進課長（三上久人君） 1 人分は、今年度 1 年満度に終了というか地域おこし協力隊とし  
て活動している方は年間 40 万円増えます。ただ、その 40 万円になるのですが、途中 5 月採用と  
いうか、来た方とか、あとこれから来る方とか、そういうのを計算すると、人数で割り返すとち  
よっとうまく割り切れない数字になってございますので、シンプルに考えると 1 年従事する方は

年間 40 万円報償費が上がるという考え方でございます。あと、新しく来た方は……

〔「分かるように」と言う人あり〕

○政策推進課長（三上久人君） すみません。昨年までいた方は昨年の報償費にプラス 40 万円という内容でございます。よろしいでしょうか。

○委員長（菊地弘巳君） いいですか。

7 番。

○委員（坂本 昇君） ありがとうございます。そうしたら 300 万円が 340 万円というふうに解釈していいのか、元のお金が動いたりもしているのかどうかも含めたために、40 万円だけが行ったり下がったり来たりすると元の部分が分からないので、そのところをひとつお願いします。

○委員長（菊地弘巳君） いいですか。この 519 万円の内容というか、その中身を教えてくださいということ。まとまりますか。お願いします。

三上課長。

○政策推進課長（三上久人君） すみません。4 人の方が昨年……政策推進課として受入れている方が 5 人分で 340 万円、あと農林水産課受けとして受けている方が 4 人で 136 万円、合計で 500 万円程度という内容となっております。そして、その内訳として既存の方が昨年度と比べて 40 万円とか、あと途中で退任なさる方もいます。その人は差っ引いた形なので、人数で割り返してなかなかきれいな数字が出てこないという状況でございます。

〔「分かりました」と言う人あり〕

○委員長（菊地弘巳君） いいですか。

5 番、三田地委員。

○委員（三田地久志君） コロナ禍で世の中は倒産企業やら失業者がかなり増えているというのが聞こえてきています。そういう方々も岩泉のこの協力隊に応募してもらうような形にするためには、例えば小川小学校を 3 月にいろいろ整備するよというような話をなさっていたのですが、小川小学校の整備のほうはまだまだこれからかかるのでしょうか、いつ頃できるのだろうかというのが私の素朴な疑問でございます。早いところ整備して、受入れのための施設みたいな形につくったらいいのではないと思うのですが、進捗状況はどうでしょうか。

○政策推進課長（三上久人君） 佐々木総括室長。

○委員長（菊地弘巳君） 佐々木総括室長。

○政策推進課総括室長（佐々木 章君） お答えいたします。

新年度予算で委託料を頂きまして、4月早々に委託契約を2社と契約したところでございます。残念ながらコロナの関係で委託している事業は進んでいない状況でございます。8月上旬めどの委託契約を結んだところでございますが、この間その委託業者から相談がありまして、工期延長と申しますか、事業の委託期間の延長を相談したいという話がありまして、これは致し方ないところかなと思ひまして、その事務を今進めているところであります。予定では9月議会前にある程度の内容をお示ししたいということで進めてはいたのですけれども、今後その委託事業者ともまた協議を進めて、成果が出たときに議会の皆様にはご報告をしたいと思っております。

以上です。

○委員長（菊地弘巳君） 5番。

○委員（三田地久志君） コロナに関連してということなので、致し方ないのかなと思うのですが、それでもやはり岩泉の経済活動を支えてもらう、あるいはアイデアを頂戴していく上では、一日でも早い対応を相手業者にもお願いをして、早期に実施すべきではないかと思ひますので、その辺についても一方的に話で聞くわけではなくて、議会からもこういう発言があったということで、何とか努力をしていただきたいと思ひます。

以上です。

○委員長（菊地弘巳君） 13番、野館委員。

○委員（野館泰喜君） 話を蒸し返すのですが、ちょっと理解できない人間がいるもので質問させていただきます。

地域おこし協力隊の報償費の関係で、報償費の上限がアップになっていると思ひますが、その上限がアップになって幾らになったのかをお示してください。

○委員長（菊地弘巳君） 三上課長。

○政策推進課長（三上久人君） つたない説明で申し訳ございません。報償費の上限が280万円と申しております。

○委員長（菊地弘巳君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（菊地弘巳君） なければ進みます。

ここで、岩泉ホールディングス株式会社の経営状況報告について質疑を行います。質疑ありま

せんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（菊地弘巳君） それでは、次に3款民生費、1項社会福祉費に入ります。4目国民年金費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（菊地弘巳君） それでは次に、2項児童福祉費、3目児童福祉施設費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（菊地弘巳君） 4款衛生費、1項保健衛生費、6目環境衛生費。

7番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 環境衛生でございましたが、坂本自治会の土砂なり、そういう関係での関連整備というように伺いました。ですので、通常この共同飲雑用水ですと、その水源に係ることとかというふうな意識をしているのですが、こういうふうはこの施設に土砂とか、道路整備が必要だということで、後でそういうのが必要になった場合でも、このように整備費補助金として今後そういうのが、対応が可能なのかどうか、確認をお願いします。

○委員長（菊地弘巳君） 三上上下水道課長。

○上下水道課長（三上訓一君） ただいまのご質問にお答えします。

今回補正に計上させた支援のまず内容なのですが、坂本地区の水道施設、やはり台風10号で被災しまして、平成30年度に復旧事業のほうを終えたところでございます。それまで配水管を埋めておいた作業路が今回の台風での雨で路肩が決壊しておったわけですが、その復旧工事については山側に水道、配水管を寄せた復旧ということで進めておったところですが、実はこの1年の中でその道路、路肩決壊が進んでおるということで、今回地域からも相談受けましたのは、将来その路肩の決壊が進めば水道管のほうの決壊のおそれが出てくるので、非常に困る問題になるということで、地域の給水に大きな影響を与える可能性があるということから、今回あくまでも水道施設を守るための路肩の改善を行いたいということで、通常の作業道の復旧とかそういう部分ではなくて、あくまでも水道施設を守りたいということから支援をしようというものでございます。

○委員長（菊地弘巳君） 13番、野館委員。

○委員（野館泰喜君） 関連ですが、補助率は幾らですか。

○委員長（菊地弘巳君） 三上課長。

○上下水道課長（三上訓一君） お答えいたします。

こちら補助金の交付要綱に基づきまして、9割の補助ということとなっております。

○委員長（菊地弘巳君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（菊地弘巳君） では、なければ次に進みます。5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費。

5番、三田地委員。

○委員（三田地久志君） 地域振興作物の実証試験委託料についてお尋ねしますが、委託先やら、この中身についてお尋ねをいたします。

○農林水産課長（佐々木修二君） 佐藤農業振興室長。

○委員長（菊地弘巳君） それでは、佐藤農業振興室長、どうぞ。

○農業振興室長（佐藤哲夫君） お答えします。

今回の委託料の中身につきましてですけれども、ジャンボニンニクの実証圃場整備を予定しております。面積は10アールほどを予定しております。場所につきましては、巖野の宮本地区を予定しております。こちらの委託料の主な経費につきましては、種ニンニクの購入費を約170万円ほど見込んでおりまして、それ以外はマルチや肥料などの資材費、あるいは圃場管理費を予定しております。こちら今年度の業務ですけれども、ニンニクの収穫時期が7月、8月頃ということで、今年度は来年の栽培に向けての種ニンニクの植付け、あとは土壌分析等による土づくり等を行いたいと考えております。

委託先につきましては、宮本地区の認定農業者を中心に数人で組織する任意団体を予定しております。

以上です。

○委員長（菊地弘巳君） 5番、三田地委員。

○委員（三田地久志君） 新しい作物の導入ということで、この売り先等についても加工して売なのか、それとも生のままで売なのかというところについてはいかがでしょうか。

○農林水産課長（佐々木修二君） 佐藤室長。

○委員長（菊地弘巳君） 佐藤室長。

○農業振興室長（佐藤哲夫君） 来年以降どういった形になるか、生も予定しておりますが、例えば加工用といいますか、黒ニンニクとして乾燥させて、ある程度付加価値をかけて売るとか、そういうことも将来的にできればいいかなというふうには考えております。

○委員長（菊地弘巳君） 5番。

○委員（三田地久志君） ここで実験が成功したと、そうすると町内各地にも同じように広げていくという考えも持っていますでしょうか。

○委員長（菊地弘巳君） 佐々木農林水産課長、答弁をお願いします。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えします。

このジャンボニンニクについては、地域の振興作物にしていきたいということで、様々な理由があつての選定にさせていただきました。これから増えるであろうイノシシの被害も想定しながら、できるだけ獣害の被害を受けないもの、あとは作業性の高齢者でもしやすいものということ、あと加工向けでも展開できるものという、そういった視点で実は考えてございます。今後耕作放棄地の面積が増えるとか、地域でどうしても取り組んで、そこを利用して、地域で取り組んでいかなければならないということも想定しながら、このニンニクのほうを地域で希望される方々に広げていければなという思いを持って、今この取組を始めたいと思っております。

○委員長（菊地弘巳君） 5番。

○委員（三田地久志君） 種代が170万円ぐらいということで、個数にしたらおよそ何個ぐらいなのでしょう。いわゆる種として残して翌年も使えるものなのか、毎年買わなければならないものなのか、その辺についてはいかがでしょう。

○農林水産課長（佐々木修二君） 佐藤室長。

○委員長（菊地弘巳君） 佐藤室長。

○農業振興室長（佐藤哲夫君） 種ニンニクの個数につきましては、試算というか、10アール当たりで約330個ほどかなというふうに考えております。こちらにつきましては、来年度以降は種はじかで採取できるということで、今回購入費として委託料で考えておりますが、来年以降は自分で種を取って次につなげていくというふうなことで考えております。

○委員長（菊地弘巳君） 5番。

○委員（三田地久志君） 今330個と言いましたか。

〔「塊」と言う人あり〕

○委員（三田地久志君） 塊がね。ただ、あれは6片ではないはずなので、2つか3つぐらいだと思うけれども、掛けるその数ということですかね。少なくないですか。

○委員長（菊地弘巳君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 330 は塊ということで、通常ニンニクでは6片ですから、掛ける6が種の数になります。ジャンボニンニクは6片もございまして、ちょっと違う品種もございまして、数の多いものもございまして、現在は330ぐらいで……すみません、数字をちょっと見間違えたようございましてけれども、そういった考えで実際1反歩あたりに5,000粒ぐらいまける数を一応種として塊で購入したいというふうに思っています。

○委員長（菊地弘巳君） 11番、畠山委員。

○委員（畠山直人君） ニンニクを実証するに当たって、先進地があったのかどうか。そして、10アール当たり幾らぐらいの収量を将来的に見込むのか、お願いします。

○委員長（菊地弘巳君） 佐々木課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えします。

昨年度におきまして、ジャンボニンニクの栽培と黒ニンニクを加工している方は一応訪問させていただきまして、状況を視察してきたところでございます。今年度の予算におきましても旅費で予算を計上してございますので、生産者、委託先を含めて研修をしながら栽培、そして加工のほうとか、そこら辺も含めて勉強していきたいなというふうに思っております。

10アール当たりの収益性ですけれども、販売高は目標は大体1反歩100万円を目標にしていますが、70万円以上をまず固い線で進めていきたいなと。収益性のほうについては、所得率のほうは60万円か70万円は1反歩当たり取れるように頑張っていきたいと思っております。通常ニンニクですと販売高のほうは60万円程度でございまして、手元に残る分が大体27万円ぐらいという国の試算なり県の試算もございまして、ジャンボニンニクは加工することを踏まえればかなり収益性が高まってくるだろうなというふうにも考えてございます。

〔その地域というのは、青森なの、どこなの〕という人あり〕

○農林水産課長（佐々木修二君） 先進地につきましては、宮城県のほうでございまして。

○委員長（菊地弘巳君） 委員長を通してください。

13番、野館委員。

○委員（野館泰喜君） 今の議論を聞いておりまして、来年度以降種ニンニクの補助を出すという

ふうに私は認識しましたが、それでいいのでしょうか。

○委員長（菊地弘巳君） 佐々木課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 今回の委託事業を通じて、次年度以降の取組についてはまだ状況のほうがどうなるか分かりませんが、いずれ地域に拡大するということを踏まえればそういう支援事業のほうも当然創設のほうは必要になってくるかと思います。これにつきましては、栽培の実証なりその内容を皆さんにちょっと周知しながら、できる地域がございましたらば、そういったところに拡大をしていけるような、総合的な支援策は考えていきたいなというふうには思っています。

○委員長（菊地弘巳君） 13番。

○委員（野館泰喜君） その際にお願ひがあるのですが、こういう補助金は、往々にして組合をつくらなければ駄目だとかというのがこれまでの慣例であります。これについても、今こういう時代が進んできた中で、個人でも希望者には助成するという前向きな取組を期待しますが、それについてはいかがでしょうか。

○委員長（菊地弘巳君） 佐々木課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 補助金の性質は、やはり個人の農家の皆さんにというのがこれまでもそのとおりでございますけれども、中で電牧事業につきましては間接補助という形で個人の方に支援ということもございます。そういった事業のスキーム自体を少し考えれば、いずれは個人の方々の支援につながる部分もございますので、踏まえながらちょっと考えてはいきたいなと思っております。

○委員長（菊地弘巳君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（菊地弘巳君） それでは、次に入ります前に、一般社団法人岩泉農業振興公社の経営状況報告について質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（菊地弘巳君） なしと認めます。

---

◎農林水産課長の発言

○委員長（菊地弘巳君） ここで、佐々木農林水産課長から発言の申出がありますので、これを許

可します。

佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） お時間をいただきましてありがとうございます。当課から新北菱林産岩泉工場における広葉樹チップの生産状況についてご報告をさせていただきます。

先般6月4日の議会全員協議会の新型コロナウイルス感染症に関する対応状況の説明の際、同社に関するご質問をいただいたところでございますが、同日、新北菱林産社長様と面談をし、状況をお伺いしましたので、取り急ぎその内容をご報告させていただきます。

新北菱林産におきましては、チップ納品先であります北上ハイテクペーパー株式会社の生産調整により、チップ生産を十分に稼働できない状況にあることは全員協議会でお伝えしているところでございます。この北上ハイテクペーパーにつきましては、世界の写真用印画紙のシェアを45%占めている会社で、印画紙製造は経営の主力となっております。また、その品質の高さから中国向けにもパルプ製品を輸出しているとのことでございます。

この中国輸出については、昨年からの米中貿易摩擦により縮小を余儀なくされていたところに今回の新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、4月から印画紙の需要が激減、今回の生産調整といった次第になったとのことであります。中国向けの輸出は、北上ハイテクペーパー経営の営業については特段大きなウエートはないとのことですが、主力商品の印画紙の需要回復が非常に心配されるところでございます。現在のところ工場閉鎖といった事態を招くような状況にはないとのことでした。

北菱林産岩泉工場では、6月以降のチップ生産計画については、6月は目標80%稼働、7月は北上ハイテクペーパー工場設備の年次点検により20日まで休止ということですので。このような見通しの中で、同社は素材生産業者、丸太原木をつくる、伐採する業者のことですけれども、原木の受入れをストップすることは今後の素材生産事業者の経営の存続のために避けていかなければならないとの方針であり、継続した原木購入により、町内素材生産事業者を支えていただいております。

広葉樹チップ生産による地域経済への効果は、概算の試算ではありますが、約12億円を超えてございます。地域経済に与える影響は計り知れないものがございます。当課といたしましても、引き続き情報収集と相談を行いながら、町として必要な場合にはできる限りの支援をしてみたいと考えてございます。

以上でございます。

---

○委員長（菊地弘巳君） それでは、5款農林水産業費、2項林業費、2目農業振興費に入ります。

質疑はありませんか。

13番、野館委員。

○委員（野館泰喜君） 岩泉チップの関連で、ただいま課長から報告がありました。この中で、素材を受け入れるという、当面売り先もないけれどもというご努力に対して、町としては「そうですか」で済ませる気ですか。

○委員長（菊地弘巳君） 佐々木課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） ご質問の件につきましては、新北菱の職員の方々と相談をしながら、町として現時点できるものを考えてきてございます。その1つとして浅内駅の町有地ですが、こちらのほうに一次ストックの土場として町有地のほうを低価格で貸付けということを進めてございます。これについては、7月いっぱい浅内のほうの町有地もいっぱいになる可能性もありますけれども、それまでに町としても何らかの支援策を打ち出しながら考えて、検討していきたいなというふうに思っております。

○委員長（菊地弘巳君） 13番。

○委員（野館泰喜君） 何といたっても本町の林業振興における岩泉チップの存在というのは、欠かすことできないものだと思っております。多分認識は同じだろうと思います。であるならば、やはりこういう厳しい時代にこそ手を差し伸べるのが行政ではないでしょうか。したがって、資金的援助も含めながら、きっちりとした支援の方向性を打ち出していきたいと思っております。これは要望しておきます。

それで、2目のプロセッサ1台、これの補助先と補助率をお示してください。

○農林水産課長（佐々木修二君） 今村林業水産室長。

○委員長（菊地弘巳君） それでは、今村林業水産室長、お願いします。

○林業水産室長（今村 篤君） お答えいたします。

補助先につきましては、株式会社吉本岩泉事業所になります。補助率につきましては3分の1の補助となっております。事業費としては今のところ約2,500万円弱ぐらいの事業費で話が進んでおりまして、そちらに対して今回756万6,000円の補助を計上しているところでございます。

以上です。

○委員長（菊地弘巳君） 11 番、畠山委員。

○委員（畠山直人君） さっき課長が浅内の駅の後ろにも貯木場を借りてやっているということです。ただ、今チップを潰すのが 100%動いていないので、たちまちたまる可能性がある。山のほうでは、切ったのをすぐ配ってもらわないとお金にならないと、もう大変だということで配っているのですけれども、あともう一か所ぐらいもしかしたら貯木場を探しておいてもいいのではないかなと思うのです。というのは、7月、8月がやはり運送業者なりいろんなところも見込みが立たないというような状況にあるようなので、もしかして浅内はすぐいっぱいになると、もう配るところがなくなるので、もう一つ広いところを確保しておく必要があるのではないかなと思うのですけれども、その考えはあるかないかお伺いします。

○委員長（菊地弘巳君） 佐々木課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） ご質問の一次貯留する場所あと一か所というご質問につきましては、当課としてもそのようにちょっと考えてございまして、1か所のみならず、できるだけ多く候補地を開けながら、効率のよい場所を選定しながら支援できればなというふうにも考えてございます。

以上です。

○委員長（菊地弘巳君） 7 番。

○委員（坂本 昇君） 関連でございますが、ぜひその場所の、先ほど低額と言って、お金も取るということだとすると、ここは私としてはさっきの経済効果 12 億円を考えたり、地域の山林の林業家の方々を考えると、どうしても新北菱林産は町にとってなくてはならない組織とっておりますので、そのところはできるだけ考慮に入れてほしいということと、それからこれだけの大事業になりますと、町の単独補助となるとなかなか難しいぐらいの金額になってくるのではないかなと思いますので、県なり国なりの特別な措置を働きかけながら、継続が成り立つように、ここは働きかけをしていただきたいと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○委員長（菊地弘巳君） 佐々木課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） まず1点目の土地のほうの使用料につきましては、現状で考えていきたいなと思っておりますが、支援としてできる範囲での使用料で考えていきたい。場合によっては、議会の皆さんにご提案申し上げる場合もあるのかなというふうには思っております。

ます。

2点目の町単独事業のみならず国県事業の活用につきましては、その提案を踏まえて現在ちょっと検討はしてございます。新北菱林産におかれましても、県のほうへ事業の要望等もあったようでございますし、それを踏まえながら町と県でできるものを見いだしながら支援を考えていきたいというふうに思っております。ぜひ働きかけながら進めていきたいと思っております。

○委員長（菊地弘巳君） ほかにありませんね。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（菊地弘巳君） それでは、次に3項水産業費、2目水産振興費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（菊地弘巳君） 3目漁港建設事業費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（菊地弘巳君） では次、6款商工費、1項商工費、1目商工総務費。

12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） 今回のこの新型コロナウイルス感染に伴って、様々な分野で経営が悪化している事業所があると伺ったのですが、現在このコロナに係って経営が悪化している事業所は、町内どのぐらいあると見込んでいるのか、現時点での報告をお願いします。

○委員長（菊地弘巳君） 馬場経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） ご質問の件でございますけれども、商工会、あとは町内の金融機関からいろいろ情報をいただいているところではございますけれども、現在のところ具体的に、皆さん苦しいのはそのとおりなのですが、例えば倒産とか、そういった危険性のあるところは特に伺っていないという状況になっております。

○委員長（菊地弘巳君） 12番、どうぞ。

○委員（三田地泰正君） そうしたら、次に難しいのは、いわゆるこれによって国が行う持続化給付金の該当する事業所もあるかと思うのですが、現時点での申請件数等があればお答えをお願いします。

○委員長（菊地弘巳君） 馬場課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） それでは、お答えをいたします。

岩泉商工会のほうでアンケート調査、状況調査をしております。4月の売上げに係る調査が既

に終了をしているところではございますけれども、その中では持続化給付金申請済み、あるいは申請を検討している、合わせて32の事業所があるということでの調査結果が出ております。そのうち申請済みが5件というふうな分で、再申が11件というふうに伺っておりました。

○委員長（菊地弘巳君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（菊地弘巳君） それでは、今の商工費終わります、いいですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○委員長（菊地弘巳君） では、これを終わります、ここで昼食のため午後1時30分まで休憩します。

休憩（午前11時58分）

---

再開（午後1時30分）

○委員長（菊地弘巳君） ただいまから条例補正予算審査特別委員会を再開します。

ただいまの出席委員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これより議事に入ります。

13ページをお開きください。7款土木費、2項道路橋梁費、4目橋梁維持費、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（菊地弘巳君） それでは次に、6項住宅費、1目住宅管理費、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（菊地弘巳君） 8款消防費、1項消防費、2目非常備消防費。

10番、合砂委員。

○委員（合砂丈司君） 消防の屯所についてお聞きします。安家の川口に消防屯所があるのですが、あそこに水道が引いてあるのですが、それがすごく枯れかかっているということで、どこか別なところ考えてくれと地元の声があるのですが、それについて消防署では把握しているのかどうか。

○委員長（菊地弘巳君） それでは、和山消防防災課長。

○消防防災課長（和山勝富君） 川口の屯所の水道についてでございます。昨年9月に鈴木8分団長のほうから、洗掘防止のために屯所の前をアスファルト舗装してほしいという申出がございま

したので、対応したところですが、そのときには水道についての申出は特にございませんでした。つい先日安家の複合施設の竣工がありまして、本村の屯所の引っ越しを行ったところなのですが、後日分団長のほうから棚への物品収納のため脚立を買ってほしいという要望がございましたので、対応したのですが、この折に川口の屯所の水道がちょっと出ないということで、現状報告と修繕依頼がありました。ですので、このことから今後どのように復旧したらよいのかということを検討させていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（菊地弘巳君） 10 番。

○委員（合砂丈司君） あそこは前に川口分校、学校もあったのですが、あのときに一緒に引っ張って、学校も体育館もなくなっているのですが、向かいの沢から引っ張って、あそこも台風災害で小さい沢だけでも、いつ災害来てもあそこは大変だと思うのですが、あの地区、半城子地区なのですが、数年前に水道整備したのです。それを延長して川口の民家、その消防屯所の近くまで来ているのですが、それを延ばして引いてつけるとか、そういうことも検討すべきではないかと思うのですが、それについてお聞きします。

○委員長（菊地弘巳君） 和山課長。

○消防防災課長（和山勝富君） 先日の分団長さんの申出だと、前回の状況をそのまま復旧していただければというような内容でもあったようですが、再度その中身を吟味いたしまして、検討させていただければと思います。

以上です。

○委員長（菊地弘巳君） 10 番。

○委員（合砂丈司君） 消防屯所は、ちょうどあその地区には公民館も何もない、民家も4軒ぐらいのために、あそこは中心地でもある、選挙があるたびに消防の屯所の1階を活用、利用するのです。そういう観点から必ずあの水道、ぜひあその水道が必要と思うのです、使うときは、先ほど申した民家まで来ているというのは水源地、半城子の奥の水源地から引っ張っていますので、あそこだったら本当に濁った水も来ないと思います。それが策というか、いいのではないかなと思うのですが、ぜひこれ検討してみて、いい場所を見つけて引いてもらいたいと思うのですが、再度その辺について。

○委員長（菊地弘巳君） 和山課長。

○消防防災課長（和山勝富君） 水道の復旧については、そのとおりに進めたいとは考えてございます。委員の提案の水道のほうからの引込みという部分について、どのようにどれくらいのお金がかかるのかというのも全然今手元には資料もないという状況でございますので、しっかりと検討した上で対応させていただきたいと思います。

○委員長（菊地弘巳君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（菊地弘巳君） なければ、次に5目災害対策費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（菊地弘巳君） それでは次、9款教育費、3項中学校費、2目教育振興費。

1番、畠山委員。

○委員（畠山昌典君） 18節の修学旅行延期追加経費支援事業補助金、この内容といいますか、経費が増えたのはどういう理由からか。あとは、延期して同じ行程で修学旅行を行うのか、今のところの予定をお聞かせください。

○委員長（菊地弘巳君） 三上教育次長。

○教育次長（三上義重君） それでは、まず最初に修学旅行のほうの中身ですが、中学校のほうの、こちらは実際今中学校は4校ございますが、釜津田中学校は2年に1回なので、今年度は修学旅行は予定はございませんでした。ですので、岩泉中学校、小川中学校、小本中学校の3校ということで、3校とも4月上旬、大体4日、9日スタートの2泊3日の修学旅行で組んでいたのですが、それはもう3月の段階で新型コロナの感染症の影響がかなり大きかったということで延期をしております。その際に、実は4月に修学旅行をすれば、修学旅行シーズンですので、児童生徒のためにJRさんとか半額にしてくれるのです。その割引がなくなってしまうと。それがここに4月段階延期しようというときに、そのときに9月以降にということでしたので、その差額分をまずは何とか町のほうで負担してあげましょうと。実際の修学旅行自体は、各ご家庭の積立金で充当しておりますので、それ以上の負担が出ないようにということで、学校のほうにその分、差額で増える分を補助してあげたいということで、今回予算のほうでお願いしている分でございます。

以上でよろしい……

〔「行程は同じ……」と言う人あり〕

○教育次長（三上義重君） 行程のほうは、まだこんな状況でございますので、一応一旦は9月延期の部分で旅行者さんとは同じような行程では検討はしていただいておりますが、ただやはりだんだんに3校とも、9月の中旬から下旬に延期予定でございますので、大体2か月から3か月前になってくるので、そろそろある程度方針といいますか、決めなければならないので、これからまた詳細については、もしかすれば変更の可能性が出てくるということでございます。

○委員長（菊地弘巳君） 1番。

○委員（畠山昌典君） ぜひ子供たちのためにも実施できることを願っておりますけれども、小学校のほうはどういった状況になっていきますでしょうか。

○委員長（菊地弘巳君） 三上教育次長。

○教育次長（三上義重君） 小学校のほうの修学旅行は、通常ですと6月の中旬から下旬に修学旅行に行っておりまして、こちらのほうも4月の後半、結果大型連休前のときの臨時の校長会議ありましたが、その際にある程度もう方針を示してほしいということもありまして、やはりそのときの段階では6月の実施自体も危ぶまれるのではないかとということで延期のほうをお願いしてございました。

小学校のほうも、今は9月以降ですので、ただ秋に運動会を延ばすところもありますので、秋に行事が集中してくるので、そういった行事を見ながら、小学校のほうでも検討に今日程等は入っています。小学校のほうは、1泊2日での仙台に行く修学旅行がメインなのです、大体多いのですが、そちらのほう県内に変えたいということで、学校のほうはこれからちょっと検討していくことになっております。

○委員長（菊地弘巳君） 2番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 教育振興費のところでお伺いします。

今コロナの関係で、オンライン授業とか学習とか出ていますけれども、これからかとは思いますが、もしお分かりでしたらですが、今の学校での端末の整備状況等、お願いします。

○委員長（菊地弘巳君） 三上教育次長。

○教育次長（三上義重君） それでは、こちらのほう、端末のほうですが、今国のほうでGIGAスクール構想ということで3月補正の議会のときにご説明いたしまして、6,000万円ほど予算計上して、繰越しで今年度各学校への無線LANの環境整備を行いたいということでお願いをして、その際にも説明してございましたが、端末自体のほうは国から国庫の財源のつき方で、令和5年

度までに生徒一人一人に端末を配備するよというこで話はあつたのですが、今般の新型コロナの感染症の関係で、それを早めてほしいというよな国の要望といひますか、動きがございまして、ただ実際のところこの前の二次補正ではなくて一次補正のほうの予算で、国のほうでは予算化がまずされております。現在は、各市町村に状況確認が来ておりまして、一人一人への端末の配備の予算のほうを前倒しで予算化、国のほうは今年度中にしたいと、予算化してそれを事故繰越しなり、市町村などの状況によつて端末の整備をというこで、今情報提供といひますか、国のほうから話があつて準備を進めているところでございます。ただ、まだ詳細は入っておりませんので、これからの国、県の情報に留意しながら事業を進めたいと思つてございました。

○委員長（菊地弘巳君） 2番。

○委員（畠山和英君） こういう事態で文科省のというか、国のGIGAスクール構想、これが前倒しというふうなこで今来ていると、準備が来ているというこですが、そうしますとこれらに入るに当たつて今どんな課題があるか、あるいはどのように持つていこうとか、そういうこも含めて、町としては、町教委としてはいつ頃までにどうやりたいとかという、その考え方というか構想だけでいいのですけれども、どのように現時点では考へているか、もしありましたらお願いします。

○委員長（菊地弘巳君） 三上教育次長。

○教育次長（三上義重君） 今年度新型コロナの感染症のほうは拡大して、各家庭でも先ほどあつたオンライン授業とか、あとウェブ授業、リモート授業というふうな、そういう学習ができる環境というこで今叫ばれてはきていましたが、ただもともと当初は学校の中での1人1台の端末を整備して使つていただくというこで考へておりましたので、今後国のほうの補正予算を踏まえて、できれば個人の家でも学習できるよな環境を整備できるかどうかを検討しなければならぬというこでございます。

このタイミングで一応各小中学校の世帯のほうのインターネット等の環境調査もしまして、テレビ等では全国で大体16%とか10%とかという数字があつたのですが、町内のほうでいきますと、インターネットができない環境の方が7.9%、ただできる環境の中でも、インターネットができるというのが、例えばスマホとかタブレットで単独でできるというのもありますので、そういうよな方が8.8%なので、もし家庭の中でタブレットを学校から持つていって学習できるよな形にするときに環境を整備するとなれば大体16.7%、その辺の今度は家でウェブをできる環

境、そちらのほうを見なければいけないのかなとは思っておりました。

また、例えば無線LANのルーターというWi-Fiとかできるものを貸して、今はよく大学のほうでリモートの授業をするのに無線ルーターというのを貸出しをしてやっている例があるのですが、そういったパターンでいくと、もしかすれば月額で通信料を払わなければならない部分が出てくるかもしれませんので、イニシャルコストのほうを国から見ていただく分は大変助かるのですが、その後のランニングコスト、あるいは更新料の費用負担が出てきますので、その辺は加味しながら、まず個人への端末の整備は考えますし、ただ家庭で使えるのかどうかはちょっと検討は必要かと思います。

また、あと出てくる問題とすれば、やはり先生方が、現場のほうがそこに追いついていけるかどうかというのが一番だと思いますので、できればまだ端末のほうを整備してというのが来年度以降になりますので、その辺も学校とも情報共有しながら準備のほうは進めてまいりたいと思っておりました。

○委員長（菊地弘巳君） 2番。

○委員（畠山和英君） 今お答えあったとおりでして、岩泉町は伝送路を順調に整備していますので、これはいいわけですが、問題は各家庭でどの程度インターネット等の環境が整備、導入しているかというのがあって、どこがやるかということが出るのかなと思います。そこらについては課題があるかとは思いますが、その点は国とかそっちのほうは、まだ今からでしょうか、どういふふうに進めて、今どのように考えているか、まだないのか含めてお願いします。

○委員長（菊地弘巳君） 三上教育次長。

○教育次長（三上義重君） 国のほうは一次補正予算にもつきましたように、それこそ休校の期間が結局3月からもう5月まで全国的に休校ありましたので、国とすればやはり各家庭のほうでも学習できる環境づくりをということで予算化されてございました。ですので、そういった目的も踏まえながら、ただ当町で整備する場合に必要な部分というか、そこを検討しながら進めていけばいいのかなと思っておりました。

○委員長（菊地弘巳君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（菊地弘巳君） なければ、次に進みます。4項社会教育費、1目社会教育総務費。

2番。

○委員（畠山和英君）　ここで国内外研修交流事業の減額、この交流事業を中止にするということでの減額かと思えます。ただ、600万円弱残っていますが、これは何でしょうか。

○教育次長（三上義重君）　田鎖社会教育室長。

○委員長（菊地弘巳君）　それでは、田鎖社会教育室長。

○社会教育室長（田鎖康之君）　お答えします。

今回の補正の減額につきましては、昭島市との国内交流が中止になったこと、それからデルズの受入れの中止、それから台湾の留学生のインターンシップの受入れ中止ということでの減額でございます。その後補正予算の期限を過ぎましてから、国内外研修交流事業運営委員会の会議を開催いたしまして、その後の国外の交流につきましては中止という判断になりましたが、今回のこの補正にはその金額は載っておりませんので、これにつきましては後ほど減額補正させていただきたいと思います。

○委員長（菊地弘巳君）　ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（菊地弘巳君）　それでは次に、5項保健体育費、1目保健体育総務費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（菊地弘巳君）　なければ、2目体育施設費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（菊地弘巳君）　なければ、これで歳出の質疑の審査を終わります。

それでは、次に歳入に入ります。7ページをお開きください。10款地方交付税、1項地方交付税、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（菊地弘巳君）　それでは次、14款国庫支出金、2項国庫補助金。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（菊地弘巳君）　それでは次、15款県支出金、2項県補助金。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（菊地弘巳君）　次に、16款財産収入、1項財産運用収入。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（菊地弘巳君）　次に、2項財産売払収入。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（菊地弘巳君） それでは、18 款繰入金、2 項基金繰入金。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（菊地弘巳君） 20 款諸収入、4 項雑入。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（菊地弘巳君） 21 款町債、1 項町債。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（菊地弘巳君） 質疑なしと認めます。

これで歳入を終わります。

次に、第 2 表、地方債補正に入ります。4 ページをお開きください。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（菊地弘巳君） 質疑なしと認めます。

これで第 2 表、地方債補正を終わります。

これで議案第 6 号の質疑を終わります。

これから議案第 6 号の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第 6 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

◎議案第 7 号 令和 2 年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

○委員長（菊地弘巳君） それでは、議案第 7 号 令和 2 年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三浦総務課長。

○総務課長（三浦英二君） それでは、議案第7号 令和2年度国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正は、午前中議案第2号においてご審査をいただきました国民健康保険被用者の傷病手当金の支給に関して必要な補正を行ったものでございます。

初めに、歳出からご説明申し上げます。3ページをお開き願います。3ページの下段となります。2款6項1目傷病手当金、18節に国民健康保険被用者傷病手当金47万8,000円を追加しております。

次に、歳入でございますが、同じページの上段となります。4款1項1目保険給付費等交付金、2節の特別交付金を47万8,000円増額計上するものでございます。

以上でございます。ご審査のほどお願い申し上げます。

○委員長（菊地弘巳君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。審査の方法ですが、歳入歳出一括で審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。したがって、審査の方法は歳入歳出一括で審査することに決定しました。

これから歳入、歳出の質疑を行います。3ページをお開きください。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（菊地弘巳君） 質疑なしと認めます。これで議案第7号の質疑を終わります。

これから議案第7号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上をもって当委員会に付託された議案の審査は全部終了しました。

委員長報告の作成については、私に一任願います。

---

◎閉会の宣告

○委員長（菊地弘巳君） 以上で条例補正予算審査特別委員会を閉会します。

（午後 1時55分）



岩泉町議会委員会条例第27条の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

令和2年第2回岩泉町議会定例会  
条例補正予算審査特別委員会委員長

菊 地 弘 巳

---